

4 訴えの利益・当事者適格

第5 訴えの利益

訴えの利益とは、ある訴えについて、本案判決をすることの必要性ないし正当性が認められるかどうかを画する概念である。

(1) 現在給付の訴えの利益

(1) 現在給付の訴えは弁済期の到来した給付請求権を主張する訴えであるから、給付を求める必要性和実効性があり、原則として訴えの利益が認められる。被告が任意に支払う意思を持っていても、強制執行による権利実現のため給付判決を得る必要があるから訴えの利益は否定されない。また、給付実現が法律上不可能または著しく困難である場合でも、給付請求権の存在を判決により確定することに意味があるため、訴えの利益は否定されない

(2) 当該請求権について既に確定した給付判決を得ている場合には、訴えの利益は否定されるのが原則である。既存の確定給付判決によって請求権の存在は既に確定されているし、強制執行も可能であるため、再度給付判決を得る必要がないためである。

もっとも、①判決原本が滅失して執行正本が得られず、その判決による強制執行が不可能な場合、②時効中断のために訴えの提起が必要な場合、③原告が、執行証書(民執法22条5号)のように既判力のない債務名義を有する場合には再度給付判決を得る必要があるため、例外的に訴えの利益を認めるべきである。

(2) 将来給付の訴えの利益

(1) 請求の必要性

将来給付の訴えには原則として訴えの利益は認められず、「あらかじめその請求をする必要」がある場合に限り認められる(請求の必要性, 135条)。この点、請求の必要性の有無は、①義務者の態度、②給付義務の目的・性質などを考慮して、将来給付判決による紛争解決の必要性和実効性を吟味することによって判断される(それぞれ、①将来の任意の履行が期待できない場合、②履行期に履行することに意味がある場合を意味する¹³⁾)

(2) 請求適格

将来給付を求める基礎となる資格の有無は、いまだ履行の必要がない給付義務についてあらかじめ給付判決を得る原告の利益と、将来の事情変更があった場合に、強制執行に対する防御のために請求異議の訴え(民執法35条1項)の提起という負担を課される被告の不利益とのバランス(起訴責任公平分担の見地)から判断すべき問題である。そのため、将来給付の訴えが許容されるには請求の必要性のみならず、請求権の発生が相当程度確実であること(請求適格)が必要である(最判昭和56年12月16日、大阪国際空港事件)

¹³⁾ 例として①定期行為や養育費等のように、義務の性質上履行期に履行されないと原告が著しい不利益を受けるような事情がある場合、②履行期が到来しても任意の履行を期待できない場合、すなわち義務者が現時点で義務の存在や履行期を争う態度を示している場合、③現在の給付請求権が不履行であるなど、権利者の保護を必要とする事情が既に顕在化している場合

4 訴えの利益・当事者適格

(3) 継続的不法行為と請求適格

継続的不法行為に基づく将来の損害賠償請求権はその成否・内容が流動的であるため、請求適格が認められるかが問題となる。これについて容易に損害賠償請求を認めると、請求異議の訴えの起訴責任を負担する債務者たる被告に酷である。しかし、現に不法行為が存在し、それが将来にわたって継続する蓋然性が高い場合には、被害者たる原告を保護する必要がある。そこで、このような原告と被告の利益の調和の見地から、①請求権発生基礎となる事実上・法律上の関係が存在し、且つその継続が予測されること、②請求権の存否・内容につき債務者に有利な将来の変動事由が予め明確に予測しうること、③その変動事由を請求異議事由として証明することの負担を債務者に課しても不当でないことの各要件を満たす場合にのみ、請求適格が認められると解する(前掲最判昭和 56 年 12 月 16 日)¹⁴

(4) 不動産の不法占有に対する将来給付の訴えの利益 - 訴訟提起から基準時まで発生した損害金の扱い

- (1) 訴訟提起時以降の不法占拠に係る賃料相当額については、訴訟提起時には未だ弁済期が到来していなかったものであるから、その時点以降基準時まで発生した損害金は請求の趣旨においては将来給付の訴えということになり、これを裁判所が現在給付の訴えとして扱うことは申立事項に反するのではないかが問題となる
- (2) 土地明渡訴訟の提起時において土地の明渡しは当然未了であり、これが将来どの時点で履行されるかを原告が主張立証するのは困難である。そこで、原告としては土地明渡しを終期とする割合的な給付基準を示すほかに、かかる請求を立てた原告は基準時と明渡時の前後関係に拘らず、土地明渡しを限度とする損害賠償を求める意思を有すると解される。よって、提訴時には給付請求の訴えであったが訴訟係属中に随時弁済期が到来した結果、現在給付の請求として認容される部分が生じる。そして、現在給付の訴えと将来給付の訴えを画する基準は基準時の前後である以上、提訴時に将来給付の請求であったものでも基準時において現在給付の請求となったものにつき、これを認容することは申立事項に反しない

¹⁴ 大阪国際空港事件はさらに、「(1)同一態様の不法行為が将来も継続することが予想されとしても、(2)賠償金の存否・額が今後の複雑な事実関係とそれに対する法的評価に左右され、予め一義的に認定しえないとともに、(3)債務者に有利な事情変動を請求異議事由として立証させる負担を課すことも妥当でないものについては、請求適格を認めるべきでない」としている。もっとも、これは請求適格を認めるための上記(1)(2)(3)要件のうち、(1)を充たすが(2)(3)を充たさないものについては請求適格がないと述べているだけで、格別の意味はない

4 訴えの利益・当事者適格

(5)将来給付判決後の増額請求の可否(将来給付の訴えにおける基準時後の事情変更)

(1)不動産の明渡に至るまでの賃料相当損害金請求訴訟について、確定判決後にその基礎とされた事情の変更(公租公課の増大、地価高騰など)により前訴で認定された損害額が著しく不相当となった場合、適正賃料額との差額の追加請求ができるか。かかる後訴を提起することは、被害者救済及び損害の公平な分担の見地から認められるべきである。もっとも、その法的構成をいかに解すべきか。不法行為に基づく損害賠償請求権は全体として一個の訴訟物であり、損害項目ごとに訴訟物を区別できないため、後訴の請求は同一訴訟物に基づく請求であるとして前訴既判力に抵触するのではないかが問題となる

(2)一部請求構成

この点につき判例は、かかる場合の前訴請求は一部請求であり、後訴の増額請求は一部請求後の残部請求として訴訟物を異にするので、前訴の既判力には抵触せずに認められるとする(最判昭和61年7月17日)。すなわち、事実審口頭弁論終結後の諸事情により認容額が適正賃料額に比較して不相当となるに至った場合の差額相当の損害金については、前訴において主張・立証することが不可能であり、これを請求から除外する趣旨であることが明らかであるとみるべきであり、これに対する判決もまた同趣旨のもとに右請求について判断をしたものというべきであって、その後の事情によりその認容額が不相当となるに至った場合には、その請求は一部請求であったことに帰し、前訴判決の既判力は、差額に相当する損害金の請求には及ばず、所有者が不法占拠者に対し新たに訴えを提起してその支払を求めることを妨げるものではないと考えられるというのである

しかし、判例の採用する一部請求構成には以下のような問題点がある。まず、(1)不法占有の損害金請求訴訟において将来発生すると予想された不法行為と基準時後に実際に発生した不法行為は不法占有という点で全く同一であり、損害賠償額の算定基準が(基準時後の事情変化により)異なっているに過ぎない。そのため、前訴判決は当時利用可能であった算定基準を利用して損害額を査定し全部請求を認容したものであり、前訴認容額に残部はない。とすれば、一部請求に対応する残部を観念することはできない。また、(2)黙示の一部請求がなされた場合には請求権全部が訴訟物となる結果、残部請求に既判力が及ぶものと解する判例の見解とも相容れない。また、(3)認容額が事情変更により不相当に高額となった場合は、一部請求構成で説明することはできない

この点、事情変更を基準時後の新事由として、これを後訴で主張することは既判力(114条1項)に抵触しないと見る見解もある。しかし、将来発生すると予想された不法行為と基準時後に実際に発生した不法行為は不法占有という点で全く同一であり、損害賠償額の算定基準が(基準時後の事情変化により)異なっているに過ぎないため、事情変更を基準時後の新事由とみることはできない(新事由というのは実体権の変動を想定している)

(5)117条类推適用構成

この点について、この場合は定期金給付請求に関する117条を类推適用して(現在給付の訴えに関する規定なので直接適用は不可)、損害額の算定の基礎となった事情に著しい変更が生じた場合には、差額追加請求をすることができるものと解する。117条の趣旨は、口頭弁論終結前に生じた損害につき、弁論終結後の事情変更によって判決での認容額が不相当になったことに関して、当事者間の利害調整をする点にある。他方、本件は将来(口頭弁論終結後)に生じる損害につき弁論終結後に事情が変更したという場合であり、現在給付の訴えとしての定期金給付請求とは違いがある。しかし、弁論終結後の事情変更によって金額が不相当になる点で共通性がある以上、类推適用の基礎があるといえる

4 訴えの利益・当事者適格

(5)将来給付判決後の減額請求の可否(将来給付の訴えにおける基準時後の事情変更)

(1)不動産の明渡に至るまでの賃料相当損害金請求訴訟について、確定判決後にその基礎とされた事情の変更により地価が大幅に下落した場合、前诉被告は前訴原告に対して賃料相当損害金の減額のために請求異議訴訟を提起することができるか。確定判決についての異議事由は口頭弁論終結後に生じたものに限られるところ(民執法35条2項)、確定判決後の事情変更が新事由にあたるかが問題となる

(2)肯定説

この点、地価の大幅下落は事実審口頭弁論終結時の地価を重要な判断要素として算定された賃料相当額の相当性を大きく揺るがすものであり、債務者は地価の下落に伴う当該不動産価格の下落を理由として、明渡義務履行完了までの賃料相当損害金の額につき、その減額を求めて請求異議訴訟を提起できるとも考えられる(最判平成19年5月29日〔横田基地訴訟〕、田原裁判官反対意見参照)

(3)否定説

しかし、不法占有者たる債務者は明渡さえすれば損害金を支払う義務を免れる以上、占有を継続しながら損害金の減額を主張するのは背理である。したがって、この場合の債務者は請求異議訴訟を提起できないと解すべきである

(6)確認の訴えの利益

(1)確認の訴えの場合、確認対象が無限定となるおそれがあり、また確認判決は執行力を有しないため、確認の訴えの利益は真に紛争解決の必要性・実効性が認められる場合に限定する必要がある。そこで、確認の訴えの利益は、紛争解決の必要性・実効性の観点から、①方法選択の適否、②対象選択の適否、③即時確定の利益の有無によって判断されると考える。

(2)方法選択の適否とは、確認対象がある請求権である場合に、それについて給付を求めるのか確認を求めるのかいずれが適切であるかという問題である。

(3)対象選択の適否とは、いかなる対象について確認することが現在の紛争の抜本的解決に資するかどうかという問題である。原則として①自己の、②現在の、③権利・法律関係の、④積極的確認請求が対象となる。

(4)即時確定の利益とは、原告の権利ないし法的地位について危険ないし不安が現存し、その除去のため、確認判決によって即時に権利ないし法的地位を確定する必要があるかどうかの問題である。これは、①原告が保護を求める法的地位が十分に具体化・現実化されているかどうか、②被告の態度や行為の態様が、そうした原告の地位に対して危険または不安を生じさせているといえるかどうかという2つの観点から検討される。